

第17回統計基準部会における指摘事項等への対応

前回（第17回）の統計基準部会における主な指摘事項の内容とその対応は、それぞれ以下のとおりである。

1. 一般原則「第3項 分類の基準」の記載順の変更

ユーザーが記載順の変更理由を分かりやすく把握できるようにするため、その趣旨を示した説明資料をHP等において公表してはどうか。

⇒ 別紙1

2. 一般原則「第5項 分類の適用単位」

個人が属する事業所に対して産業分類を適用することは自明のように思われる。他方、その場合、産業分類の使用が想定される国勢調査等の文言を加えることなどにより、記載の主旨がより分かりやすくなるよう工夫できないか。

⇒ 別紙2

3. 「次回改定（第15回）に向けた課題」のうち「継続的な検討」

ユーザー等の立場を考慮しつつ、適時適切に経済構造の変化を捉えるための絶えざる改善が必要である。しかし、頻繁な改定は統計の継続性や過去への遡及が課題となるため、コストと利益を考慮する必要がある。他方、新しく社会的に影響が大きい重要な産業は早めに設定することが有用であり、頻繁に改定を行った方が良いのではないか。

⇒ 別紙3

4. フランチャイズの本部の扱いの検討

フランチャイズの本部と加盟店の業務内容は異なるが、現行の産業分類において、その本部が管理・補助的活動を行う事業所として明確に読めないため、その扱いを検討すべきである。

⇒ 別紙4

5. 分類項目の統合と分割に関して留意すべき事項の扱い

分類項目の統合と分割に関する内容を答申に細かく記載せず、それが可能である旨を記載する程度でも良いのではないか。

⇒ 別紙5

一般原則 「第3項 分類の基準」の記載順の変更

～ 前回の部会及び昨日の統計委員会の結果を踏まえた事務局案 ～

前回の部会及び昨日の統計委員会の結果を踏まえ、答申（素案）において「分類の基準」の記載順を変更する趣旨を記載するとともに、総務省がそれをわかりやすく整理した資料をホームページ等でも掲載する。

第3項 分類の基準

諮問案について、分類体系は大きく変更されていないが、「分類の基準」は、記述内容の明瞭化に加え、国際分類の記載内容を参考に記載順が変更されていた。この記載順の変更の趣旨に関しては、総務省からの補足説明も踏まえてまとめると次のようになる。

- ・ 現行の日本標準産業分類における「分類の基準」では、需要側の基準が先に記載されているが、これは需要側の基準を重視する意図ではない。また、これまでの日本標準産業分類では、「分類の基準」の記載順の意図は明示されていなかった。
- ・ 諮問案の検討に当たっては、前回（第13回）の改定時における答申の指摘事項、第Ⅲ期公的統計基本計画における検討項目、需要側と供給側の概念が存在しているとの有識者からの指摘等を踏まえて議論を行った。
- ・ その結果、需要側の分類である生産物分類が既に作成されていることから、供給側の視点からの日本標準産業分類の位置づけを明確にするため、今回の諮問案においては「分類の基準」の記載順を変更し、供給側の基準を先に記載することとした。
- ・ このように、新たな「分類の基準」の記載順は、現行の「分類の基準」を再整理したものであるため、分類体系を変更させるものではない。

諮問された「分類の基準」の変更及び当該変更の理由は、国際分類の記載内容とも整合的であり、現行の日本標準産業分類においても、供給側の基準により分類されている項目等が一定程度存在することとも整合すると認められることから、記述内容の明瞭化も含め、おおむね適当である。

ただし、このような記載順の変更の趣旨をユーザーが理解できるようにするため、総務省はそれを今回の日本標準産業分類の改定に合わせて公表することとし、ホームページ等でわかりやすく掲載すること。

併せて、なお書きの記載部分は、本分類の分類項目が統計調査以外でも利用される旨が分かるように以下のとおりとすること。

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表章等に用いられるものである。

一般原則 「第5項 分類の適用単位」の修正

一般原則「第5項 分類の適用単位」を以下のように修正する。

【前回の提案内容】

本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。
他方、統計調査における個人を単位とし、その個人が属する事業所を産業別に分類しようとする場合には、その事業所に対して本分類を適用することができる。また、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を準用することができる。



【今回の提案内容】

本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。
他方、経済センサス等において、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を準用することができる。なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人の属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができる。

共通的事項のうち「継続的な検討」の修正

「次回改定（第15回）に向けた課題」のうち、共通的事項の「① 継続的な検討」を以下のように修正する。

【前回の提案内容】

〈共通的事項〉

① 継続的な検討

適時適切に経済構造の変化を捉える観点から、継続して常に改善に取り組むことが必要である。



【今回の提案内容】

〈共通的事項〉

① 継続的な検討

ユーザー、政策を享受する国民、政策形成者のそれぞれの立場を考慮しつつ、適時適切に経済構造の変化を捉える観点から継続して常に改善に取り組むことが必要である。また、後述する各論的課題への対処に併せて、新しく重要な産業をなるべく早期に設定できる方策を検討することが必要である。ただし、改定に伴う過去への遡及等のコストと利益のバランスを考慮することも必要である。

フランチャイズの本部の扱いの検討

※ 以下は、「一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会」のホームページの記載を基にして事務局が作成したものである。

1. フランチャイズチェーン

フランチャイズチェーンのフランチャイザー（franchiser）である本部企業とフランチャイジー（franchisee）である加盟店（他企業）は、本部企業が開発した商品や仕組みに関するフランチャイズ契約を結び、本部企業は販売ノウハウ等を加盟店に提供し、加盟店はその利用の対価としてロイヤルティを支払うこととされる。

2. レギュラーチェーン

フランチャイズチェーン以外にも、同一の商品等を扱うチェーンシステムがあり、その一つに本部企業の直営店により構成されるチェーン（レギュラーチェーン）がある。レギュラーチェーンは一般的にチェーンストアと呼ばれ、一つの本部企業が店舗を建設し、従業員を雇用して営業する経営手法である。また、本部が店舗の責任者を任命し、大手百貨店、スーパーマーケット等が代表であるとされる。

3. JSIC における「主として管理事務を行う本社等」

JSIC の「主として管理事務を行う本社等」の説明文からは、当該本社等の業務は自企業内のうち現業以外の業務を行う事業所であり、他企業への関わり（対価の支払い等）がないと理解できる。

4. 分類の考え方

上述の1と2の本部企業のうち、商品開発や販売ノウハウ等の提供により加盟店への支援を行う本社は、当該企業を構成する事業所の一つであると考えられ、以下のように分類されると考えられる。

(1) フランチャイズチェーンの本社の場合 … 本社と他企業（加盟店）との間で対価の動きがある場合

⇒ 本社が他企業（加盟店）に対し、トレード・ネーム等の標識の使用、販売ノウハウの提供、業務支援等を行っている場合、JSIC では「経営コンサルタント業」に該当すると思慮される。

⇒ このほか、本社が他企業（加盟店）に対して行う個別の事業内容に応じてそれぞれ分類される。

(2) レギュラーチェーンの本社の場合 … 本社と直営店との間で対価の動きがないと想定される場合

⇒ 本社が直営店を経営し、基本的にその活動から収益を得ており、対価の動きがないと想定すれば、JSIC では「管理事務を行う本社等」に該当すると思慮される。

5. 今後の検討

以上のようになるが、共通の課題である「管理、補助的経済活動と同一企業内の事業間取引の取扱い」の検討の一環として、フランチャイズの本部の扱いを検討する。

6. 参考

(1) JSICにおける「主として管理事務を行う本社等」の説明文

【一般原則 第6項「事業所の分類に際しての産業の決定方法」】

主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

(2) フランチャイズの定義

「一般財団法人 日本フランチャイズチェーン協会」によるHPの記載内容によれば、「フランチャイズ」は次のように定義されている。

フランチャイズとは、事業者（「フランチャイザー」と呼ぶ）が他の事業者（「フランチャイジー」と呼ぶ）との間に契約を結び、自己の商標、サービスマーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識、および経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導および援助のもとに事業を行う両者の継続的関係をいう。

(3) フランチャイズチェーンの仕組み



(4) フランチャイズチェーン以外のチェーンシステム

① レギュラーチェーン（直営店で構成されるチェーン）

一般的にはチェーンストアと呼ばれ、一つの本部企業が店舗の建設や従業員の雇用を行って営業する経営手法である。店舗の責任者は本部が任命し、代表例は大手百貨店、スーパーマーケット等である。

② ボランタリーチェーン [voluntarily chain]

各地にある小売店が主に商品の共同仕入を目的として結成する協同組織である。各小売店がボランタリーチェーンに加盟し、まとめて大量の商品を仕入れることにより、個々の小売店では不可能であったメーカーとの取引や価格交渉が可能となる。

③ 代理店

事業者が本部との契約により、本部の供給する商品を独占的に販売する形態を言う。

分類項目の分割や統合に関する留意事項の扱い

前回の部会における指摘を踏まえて以下のように修正する。

【前回の提案内容】

- (1) 本分類は、統計調査により作成する公的統計に対し、その施行日以後に適用される。ただし、その施行日前に表示する場合であっても、本分類を適用することができる。
- (2) 本分類の適用に当たっては、上記統計の作成目的等に応じて、本分類の一部の分類項目のみを使用することができるほか、以下に示す一定の範囲において、大分類項目を除く分類項目の細分又は集約を行うことができる。
- ア 細分する場合
- ① 中分類項目を細分する場合には、ある中分類項目に属するいずれか一つの小分類項目又は細分類項目を新たな中分類項目として設定することができる。
 - ② 中分類項目を細分する場合には、ある中分類項目に属する複数の小分類項目を集約し、それを新たな中分類項目として設定することができる。
 - ③ 中分類項目を細分する場合には、ある中分類項目に属する同一の小分類項目における複数の細分類項目を集約し、それを新たな中分類項目として設定することができる。
 - ④ 小分類項目又は細分類項目を細分する場合には、上記のア①、②及び③に準ずる。
- イ 集約する場合
- ① 中分類項目を集約する場合には、同一の大分類項目に属する複数の中分類項目を集約し、それを新たな中分類項目として設定することができる。ただし、異なる大分類項目に属する中分類項目を互いに集約することはできない。
 - ② 小分類項目又は細分類項目を集約する場合には、上記のイ①に準ずる。



【今回の提案内容】

公的統計の作成における本分類の適用に当たって、留意すべき事項として以下を示すことは適当である。

ア 本分類を適用する時期。

イ 本分類の適用に当たって、分類表の一部の分類項目のみを使用することができるほか、分類表の大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができること。

ただし、統計の作成目的に応じ、分類体系を損なわない範囲において分類項目をまとめて表章できること。